

特別児童扶養手当の認定状況について

特別児童扶養手当の認定状況について報告いたします。

1 特別児童扶養手当制度の概要

(1) 制度趣旨

国から支給される全国共通の手当で、精神又は身体に障害を有する20歳未満の児童をご家庭で養育する父母等に対して手当を支給することにより、児童の福祉の増進を図ることを目的とするとともに、在宅児童の監護・養育者に対する介護料的性格を有しています。

(2) 令和4年度本市予算額

特別児童扶養手当支給事務費 53,575千円

(国費：27,930千円、社会保険料納付金：54千円、市費：25,591千円)

*手当の支給は国が直接受給者へ行っており、市は事務費のみ負担しています。

【参考】手当支給額

令和3年度 3,144,047,700円（本市から国に支給を依頼した額）

(3) 支給月額（令和4年4月より適用）

1級：52,400円

2級：34,900円

(4) 所得制限限度額

請求者と配偶者及び扶養義務者の前年（請求が1月～6月の場合は、前々年）の所得額が、所得制限限度額以下である場合は支給対象となります。

【所得制限限度額表】（令和4年度）

扶養親族等の数	請求者	配偶者及び扶養義務者
0人	4,596,000円	6,287,000円
1人	4,976,000円	6,536,000円
2人	5,356,000円	6,749,000円
3人	5,736,000円	6,962,000円
4人	6,116,000円	7,175,000円

(5) 受給対象となる障害

ア 障害の状態

特別児童扶養手当の対象児童は、20歳未満であって、その対象となる障害の状態は国が政令で定めています。

障害の状態とは、精神又は身体に「特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表第3（昭和五十年政令第二百七号。）」（以下、「政令別表第3」という。）に定める程度の障害があり、障害の原因となった傷病がなおった状態又は症状が固定した状態をいいます。

【用語の説明】

用語	説明
「傷病がなおった」	器質的欠損若しくは変形又は後遺症を残していても、医学的にその傷病が治ればそのときをもって「なおった」ものとする。
「症状が固定した」	症状が安定するか若しくは回復する可能性が少なくなったとき又は傷病にかかわりなく障害の状態が固定したときをいうものであり、慢性疾患等で障害の原因となった傷病がなおらないものについては、その症状が安静を必要とし、当面医療効果が少なくなったときをいう。

【出典】厚生労働省「特別児童扶養手当支給事務の手引き（令和4年4月）」

イ 障害等級

政令別表第3で定める障害等級は、障害の程度に応じて重度のものから1級、2級とし、下記の表のとおり定められています。なお、障害の状態は、国民年金法（昭和34年法律第141号）による障害等級の1級及び2級に相当するものであるとされており、障害者手帳の等級とは異なります。

身体の障害に関しては、視力や聴覚など数値で具体的に記載されていますが、精神の障害の状態が該当する箇所は、1級および2級ともに、表中の下線で付したように、「精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの」とだけ記載されています。

【障害の状態（政令別表第3）】

障害等級	障害の状態
1級	1 次に掲げる視覚障害 イ 両眼の視力がそれぞれ0.03以下のもの ロ 一眼の視力が0.04、他眼の視力が手動弁以下のもの ハ ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のI/4視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつI/2視標による両眼中心視野角度が28度以下のもの ニ 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野

	<p>視認点数が20点以下のもの</p> <p>2 両耳の聴力レベルが100 デシベル以上のもの</p> <p>3 両上肢の機能に著しい障害を有するもの</p> <p>4 両上肢のすべての指を欠くもの</p> <p>5 両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの</p> <p>6 両下肢の機能に著しい障害を有するもの</p> <p>7 両下肢を足関節以上で欠くもの</p> <p>8 体幹の機能に座つていてはできない程度又は立ち上がることをできない程度の障害を有するもの</p> <p>9 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であつて、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの</p> <p>10 精神の障害であつて、前各号と同程度以上と認められる程度のもの</p> <p>11 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であつて、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの</p>
2級	<p>1 次に掲げる視覚障害</p> <p>イ 両眼の視力がそれぞれ0.07以下のもの</p> <p>ロ 一眼の視力が0.08、他眼の視力が手動弁以下のもの</p> <p>ハ ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のI/4視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつI/2視標による両眼中心視野角度が56度以下のもの</p> <p>ニ 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの</p> <p>2 両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの</p> <p>3 平衡機能に著しい障害を有するもの</p> <p>4 そしゃくの機能を欠くもの</p> <p>5 音声又は言語機能に著しい障害を有するもの</p> <p>6 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を欠くもの</p> <p>7 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの</p> <p>8 一上肢の機能に著しい障害を有するもの</p> <p>9 一上肢の全ての指を欠くもの</p> <p>10 一上肢の全ての指の機能に著しい障害を有するもの</p> <p>11 両下肢の全ての指を欠くもの</p> <p>12 一下肢の機能に著しい障害を有するもの</p> <p>13 一下肢を足関節以上で欠くもの</p> <p>14 体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの</p> <p>15 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であつて、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの</p> <p>16 精神の障害であつて、前各号と同程度以上と認められる程度のもの</p> <p>17 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であつて、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの</p>

【出典】厚生労働省「特別児童扶養手当支給事務の手引き（令和4年4月）」

(6) 障害の認定

障害の認定は、厚生労働省通知「特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表第三における障害の認定について」（昭和50年9月5日児発第576号厚生省児童家庭局長通知。）の別紙に定める「特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表第三における障害の認定要領」（以下、「認定要領」という。）に基づいて行います。

各傷病に応じた認定基準は、認定要領別添1「障害程度認定基準」に基づいて行います。

ア 障害を認定するための必要書類

障害を認定するための必要書類として、「特別児童扶養手当認定診断書（以下、「診断書」という。）」が定められています。「障害の認定は、診断書及び特定の傷病に係るエックス線直接撮影写真によって行う」とされています。

【出典】厚生労働省「認定要領2（4）」

イ 障害の有期更新

「障害の程度について、その認定の適正を期するため、必要な場合には期間を定めて認定を行うこと。」とされています。

【出典】厚生労働省「認定要領2（5）」

- (ア) 「障害の程度について、その状態の変動することが予測されるものについては、その予測される状態を勘案して認定を行うこと。」
- (イ) 「精神疾患（知的障害を含む）、慢性疾患等で障害の原因となった傷病がなおらないものについては、原則として当該認定を行った日からおおむね2年後に再認定を行うこと。」

ウ 障害の状態を審査する医師

「都道府県または指定都市においては、児童の障害の状態を審査するために必要な医師を置くこと。」とされています。

【出典】厚生労働省「認定要領3（1）」

エ 精神の障害の認定

「精神の障害の程度は、その原因、諸症状、治療及びその病状の経過、具体的な日常生活状況等により、総合的に認定するものとし、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のものを1級に、日常生活が著しい制限を受けるか又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のものを2級に該当するものと認定する。」と定められています。なお、診断対象となる児童の年齢に関する認定についての記載はありません。

【出典】厚生労働省「認定要領別添1（特別児童扶養手当 障害程度認定基準）第7節（精神の障害）1（認定基準）」

障害等級が2級の「日常生活が著しい制限を受ける」ことの例として、「病院内の生活でいえば、活動の範囲がおおむね病棟内に限られるものであり、家庭内の生活でいえば、

活動の範囲がおおむね家屋内に限られるもの」という基準が示されています。

【出典】厚生労働省「認定要領 2（3）」

【障害の状態の例（政令別表第3）】

① 1 級

政令別表第3に定める「日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度」とは、精神上若しくは身体上の能力が欠けているか又は未発達であるため、日常生活において常に他人の介助、保護を受けなければほとんど自己の用を弁ずることができない程度のものをいうものであること。

例えば、身のまわりのことはかろうじてできるが、それ以上の活動はできないもの又は行ってはいけないもの、すなわち、病院内の生活でいえば、活動の範囲がおおむねベッド周辺に限られるものであり、家庭内の生活でいえば、活動の範囲が就床病室内に限られるものであること。

② 2 級

政令別表第3に定める「日常生活が著しい制限を受けるか又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度」とは、他人の助けをかりる必要はないが、日常生活は極めて困難であるものをいうものであること。

例えば、家庭内の極めて温和な活動はできるが、それ以上の活動はできないもの又は行ってはいけないもの、すなわち、病院内の生活でいえば、活動の範囲がおおむね病棟内に限られるものであり、家庭内の生活でいえば、活動の範囲がおおむね家屋内に限られるものであること。

【出典】厚生労働省「特別児童扶養手当支給事務の手引き（令和4年4月）」

オ 知的障害の認定

精神障害のうち、知的障害に係る障害の状態の例示は、「標準化された知能検査による知能指数がおおむね 35 以下のものが 1 級に、おおむね 50 以下のものが 2 級に相当すると考えられる。」とされています。

また、認定要領では「知的障害の認定に当たっては、知能指数のみに着眼することなく、日常生活のさまざまな場面における援助の必要度を勘案して総合的に判断する。」とされています。

【出典】厚生労働省「認定要領別添 1（特別児童扶養手当 障害程度認定基準）第 7 節（精神の障害） 2 D（知的障害）（2）（3）」

2 横浜市における特別児童扶養手当の認定状況

(1) 横浜市における認定の審査方法

国の認定要領に基づき、担当医師が申請者から提出された診断書をもとに審査しています。担当医師は専門分野に応じて分担し、身体障害（肢体）で1名、身体障害（肢体以外）と精神障害（新規）で1名、精神障害（有期更新）で1名となっています。

障害区分	身体障害	身体障害	精神障害	精神障害
	肢体分	肢体以外分	新規申請分	有期更新分
担当医師数	1名	1名		1名

(2) 支給対象児童数（各年度の3月31日時点の人数、令和3年度は速報値）

過去10年間の支給対象児童数は、平成24年度から26年度は約5千人、平成27年度以降は約6千人から7千人で推移しています。最も多いのは精神障害で全体の8割以上を占めています。

なお、地方分権一括法による特別児童扶養手当法の一部改正により、都道府県が行っていた特別児童扶養手当の受給資格認定等に関する事務が、平成27年4月に都道府県から指定都市に移譲されています。

支給対象児童数の内訳	外部障害 ※1	内部障害 ※2	精神障害 ※3	重複障害	合計
令和3年度	597	135	4,960	37	5,729
令和2年度	591	147	5,840	44	6,622
令和元年度	592	125	6,176	58	6,951
平成30年度	583	139	6,617	61	7,400
平成29年度	602	150	6,115	79	6,946
平成28年度	587	182	5,555	95	6,419
平成27年度	592	226	5,154	92	6,064
平成26年度	-	-	-	-	5,696
平成25年度	-	-	-	-	5,436
平成24年度	-	-	-	-	5,166

※1…眼、聴覚、両上肢、両下肢、体幹機能の障害

※2…腎疾患、呼吸器疾患、心疾患等

※3…統合失調症、てんかん、知的障害、発達障害等

* 県からの事務移譲前の平成26年度以前は神奈川県が集計したため、障害別の内訳がありません。そのため、合計のみ記載しています。

【出典】厚生労働省「福祉行政報告例」

(3) 新規申請の認定状況（各年度の3月31日時点の人数、令和3年度は速報値）

特別児童扶養手当の対象人口である20歳未満の人口に占める新規申請率『 $c(b/a)$ 』は、平成27年度以降0.1%から0.2%台で推移しています。令和3年度は0.20%で令和2年度に比べて増加傾向がみられます。

また、対象人口あたりの認定率『 $f(d/a)$ 』は、令和3年度は0.07%で令和2年度と同等となっています。

年度	対象人口	新規申請		認定			却下	
		申請数	新規申請率	認定数	申請数あたりの認定率	対象人口あたりの認定率	却下数	申請数あたりの却下率
		a	b	$c(b/a)$	d	$e(d/b)$	$f(d/a)$	g
令和3年度	605,966	1,213	0.20%	454	37.43%	0.07%	759	62.57%
令和2年度	614,832	1,066	0.17%	403	37.80%	0.07%	663	62.20%
令和元年度	624,759	1,406	0.23%	513	36.49%	0.08%	893	63.51%
平成30年度	631,599	1,153	0.18%	1,104	95.75%	0.17%	49	4.25%
平成29年度	638,135	1,173	0.18%	1,117	95.23%	0.18%	56	4.77%
平成28年度	644,720	1,050	0.16%	1,009	96.10%	0.16%	41	3.90%
平成27年度	649,634	1,007	0.16%	960	95.33%	0.15%	47	4.67%

*対象人口は20歳未満。

【出典】横浜市「年齢別人口（住民基本台帳による）」、厚生労働省「福祉行政報告例」

(4) 有期更新の認定状況（各年度の3月31日時点の人数、令和3年度は速報値）

特別児童扶養手当の対象人口である20歳未満の人口に占める有期更新率『 $c(b/a)$ 』は、平成27年度以降0.1%から0.4%台で推移しています。令和3年度は0.48%で令和2年度に比べて増加しています。

また、有期更新数あたりの認定率『 $e(d/b)$ 』は、令和3年度は77.62%で令和2年度に比べて増加しています。

年度	対象人口	有期更新		認定		却下	
		有期更新数	有期更新率	認定数	有期更新数あたりの認定率	却下数	有期更新数あたりの却下率
		a	b	$c(b/a)$	d	$e(d/b)$	f
令和3年度	605,966	2,905	0.48%	2,255	77.62%	650	22.38%
令和2年度	614,832	1,316	0.21%	856	65.05%	460	34.95%
令和元年度	624,759	2,139	0.34%	1,902	88.92%	237	11.08%
平成30年度	631,599	1,913	0.30%	1,896	99.11%	17	0.89%
平成29年度	638,135	1,485	0.23%	1,480	99.66%	5	0.34%
平成28年度	644,720	1,531	0.24%	1,530	99.93%	1	0.07%
平成27年度	649,634	1,145	0.18%	1,144	99.91%	1	0.09%

*精神障害のみの数値。

*対象人口は20歳未満。

*令和2年度は国の事務連絡に基づき、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、有期更新に係る診断書の提出期限が令和2年2月末日から令和3年2月末日までの間に到来する受給者については、有期認定期間が1年間延長されました。

【出典】横浜市「年齢別人口（住民基本台帳による）」、横浜市「障害審査の依頼票兼回答票」

(5) 障害の種類毎の却下状況

却下となったもののうち、最も多いのは精神障害で全体の9割以上を占めています。

却下の内訳	身体障害 (肢体)	身体障害 (肢体以外)	精神 (新規)	精神 (有期更新)	合計
令和3年度	9	73	728	650	1,460
令和2年度	6	33	650	460	1,149
令和元年度	13	64	835	237	1,149
平成30年度	14	66	10	17	107
平成29年度	8	84	8	5	105
平成28年度	4	88	2	1	95
平成27年度	5	42	3	1	51

*「却下の内訳」の合計には「重複障害」の件数も含まれています。そのため、『(3)新規申請の認定状況』と『(4)有期更新の認定状況』の却下数の計と合計は一致しません。

【出典】横浜市「障害審査の依頼票兼回答票」

(6) 却下となった主な場合

障害の程度が国の定める基準に満たないとして却下処分となった主な場合は次のとおりです。

ア 内科的疾患に基づく身体の障害において、申請児童の歩行などの生活状態や血液等の客観的な検査所見などが2級認定基準を満たさない場合。

イ 精神の障害において、申請児が乳幼児などで、日常生活活動における要支援度について、当該年齢の健常児と比べ著しい乖離が認められるといえない場合。

ウ 精神の障害において、かんしゃくや、多動、興奮など、乳幼児において見られる症状が、2級相当の固定した障害の問題行動や症状であるといえない場合。

(7) 審査請求状況

横浜市長が行った却下処分等に不服があるときは、「特別児童扶養手当 認定請求却下通知書」等を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、書面で、神奈川県知事に対して審査請求をすることができます。

平成27年度から令和3年度までの間の審査請求は計133件です。うち2件の認容裁決を除き、131件が審査庁である神奈川県により棄却されています。

なお、認容裁決の案件は、

- ・離婚後の受給資格者変更に伴う自治体間の障害認定の引継ぎに関する案件
- ・児童の鑑別所入退所に伴う、資格の取消と再認定の補正手続きに関する案件

の2件です。

年度	新規申請			有期更新		
	申請数	審査請求数	申請数あたりの 審査請求率	有期更新数	審査請求数	有期更新数あたりの 審査請求率
	a	b	c (b/a)	d	e	f (e/d)
令和3年度	1,213	23	1.90%	2,905	32	1.10%
令和2年度	1,066	23	2.16%	1,316	10	0.76%
令和元年度	1,406	19	1.35%	2,139	7	0.33%
平成30年度	1,153	3	0.26%	1,913	5	0.26%
平成29年度	1,173	2	0.17%	1,485	2	0.13%
平成28年度	1,050	0	0.00%	1,531	3	0.20%
平成27年度	1,007	0	0.00%	1,145	4	0.35%

(8) 令和元年度の国指導監査

令和元年度の国の障害福祉行政事務（特別児童扶養手当及び特別障害者手当等事務）指導監査において、以下のとおり対応しました。令和元年度の国指導監査の対象自治体数は、横浜市を含む22自治体です。

監査の結果、指摘事項はありませんでしたが、認定に関する審査意見について、却下となった場合だけでなく、認定となった場合についても、認定の理由を記録するようこの指導がありました。

ア 国からの本市への指導事項

「障害認定について確認した結果、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表第3における障害認定要領（昭和50年9月5日児発第576号厚生省児童家庭局長通知の認定基準及び認定要領）への該当の有無に係る障害認定医の判断について、診断書上の検査値、所見等から認定基準等に該当すると判断した理由の記録がないか、記録内容が不十分な事例がありました。

については、認定基準に基づき適正な審査を行うとともに、総合的判断により認定を行う場合には、その理由を具体的かつ明確に記録するようお願いいたします。」

イ 指導事項に対する本市の回答

「今回の指摘を受け、審査医には審査意見を全件記載するよう、令和元年7月26日に別添のとおり審査医あてに依頼文を発出し、7月30日審査回答分から実施しております。また、人事異動により当課の担当者が代わった場合においても、今回指摘のあった事項の引継を確実にまいります。」

3 近隣自治体における特別児童扶養手当の認定状況（令和2年度）

近隣自治体の1都3県において認定事務を実施している都道府県及び指定都市の認定状況について調査をしました。厚生労働省の統計「福祉行政報告例（令和2年度）」を基に近隣自治体の認定状況をまとめると以下のとおりです。

新規申請率『c(b/a)』は、横浜市は0.18%であり、1都3県の中で最も高い水準となっています。

対象人口あたりの認定率『f(d/a)』は、横浜市は0.07%となっており、東京都に次いで2番目に低い水準です。

申請数あたりの却下率『h(g/b)』は、各自治体によってばらつきが見られます。

	対象人口	新規申請		認定			却下	
		申請数	新規申請率	認定数	申請数あたりの認定率	対象人口あたりの認定率	却下数	申請数あたりの却下率
		a	b	c(b/a)	d	e(d/b)	f(d/a)	g
神奈川県	520,098	657	0.13%	611	93.00%	0.12%	46	7.00%
横浜市	608,882	1,066	0.18%	403	37.80%	0.07%	663	62.20%
川崎市	253,074	288	0.11%	256	88.89%	0.10%	32	11.11%
相模原市	114,958	203	0.18%	186	91.63%	0.16%	17	8.37%
東京都	2,110,916	1,648	0.08%	1,252	75.97%	0.06%	396	24.03%
埼玉県	955,744	1,284	0.13%	1,257	97.90%	0.13%	27	2.10%
さいたま市	228,731	225	0.10%	224	99.56%	0.10%	1	0.44%
千葉県	860,205	1,068	0.12%	880	82.40%	0.10%	188	17.60%
千葉市	155,836	274	0.18%	171	62.41%	0.11%	103	37.59%

*対象人口は20歳未満。

【出典】総務省「国勢調査」、厚生労働省「福祉行政報告例」

4 国の動向

特別児童扶養手当の精神の障害に関して、平成29年度から厚生労働省が調査研究を行っています。

(1) 「平成29年度～30年度 特別児童扶養手当（精神の障害）の課題分析と充実を図るための調査研究」

平成29年度と30年度の調査研究の報告によると、特別児童扶養手当（精神の障害）の課題分析と充実を図るための調査研究として、診断書作成医や自治体の認定医が判断しやすくなるように、診断書改定素案と作成要領素案が提案されています。

(2) 「令和2年度 特別児童扶養手当（精神の障害）の認定事務の適正化に向けた調査研究」

令和2年度の調査研究の報告によると、特別児童扶養手当（精神の障害）の認定事務の適正化に向けた調査研究として、平成29年～30年度に提案された認定診断書改定素案を発展させ、診断書改定案と診断書作成要領案を作成したとされています。

さらに、精神の障害に係る認定の地域差を把握するため、全国の都道府県・政令指定都市を対象とした実態調査を実施したところ、障害認定における自治体間の地域差の実態が明らかになったとされています。

(3) 令和3年度以降の調査研究

令和2年度の調査研究の結論では、地域差の是正と認定業務の適正化をはかるためには、信頼性・妥当性が保証された認定診断書と認定のためのガイドラインが必要であるとして、令和3年度以降、調査研究が進められています。

5 本市における現状・課題と今後の取組み

(1) 現状・課題

特別児童扶養手当の認定は、国の基準に基づいた適正な審査の結果、却下となる場合がありますが、対象人口あたりの認定率は東京都と同水準であり、支給対象児童数および申請数はともに増加傾向にあります。

一方、現在国から示されている診断書様式や認定基準は幅が広く、また、対象児童の障害の問題行動が年齢相応かどうかなどの考慮がされていません。

また、特に精神の障害においては、障害の状態や介助の必要性を数値等により客観的に判断できる基準が少なく、診断書の作成医師、審査判定医ともに現行の診断書様式の作成や審査に苦慮していることが課題となっています。

(2) 今後の取組み

児童の具体的な状態像や、養育者の負担感などを反映し、障害児の現状に合った制度に改正されるよう、国の調査研究の状況を踏まえ、より具体的な認定基準となるよう国へ働きかけていきます。

また、申請者に審査の基準や判断の例示をわかりやすく伝え、十分な制度理解を得るために、審査基準や判断例示の広報・周知を図ります。